

地域共生社会の在り方検討会議 開催要綱

1. 趣旨

地域共生社会の実現に向けた取組については、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）において、社会福祉法に、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により重層的支援体制整備事業が新設されたところである。

同法附則第2条において、施行後5年後を目途として施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていることから、地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を確認するとともに、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、今後の包括的支援体制の整備の在り方、重層的支援体制整備事業等における取組の方向性について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び対応に当たっての多分野の連携・協働の在り方等について、検討することを目的として開催する。

2. 検討事項

本検討会議においては、次の事項について検討を行う。

- （1）「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の概念の再確認、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、包括的支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
- （2）地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
- （3）成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

3. 構成等

構成員は、別紙のとおりとする。

4. 検討会議の運営

- （1）本検討会議は、社会・援護局長が別紙の構成員を参集し、開催する。
- （2）本検討会議においては、必要に応じ、（1）の構成員以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。
- （3）本検討会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利利益を害する恐れ等がある場合は、本検討会議での申し合わせにより非公開とすることができる。
- （4）本検討会議の会議資料及び議事録については、別に本検討会議で申し合わせた場合を除き、ホームページにおいて公開する。なお、非公開とする申し合わせを行った場合には、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- （5）本検討会議の座長は、参集者の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- （6）その他、本検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- （7）本検討会議の庶務は、関係庁及び関係部局の協力を得て、社会・援護局地域福祉課において行う。

地域共生社会の在り方検討会議 構成員名簿

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる＋（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長
鎬木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授
上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
田中 明美	生駒市特命監
中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート常任理事
永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
原田 正樹	日本福祉大学学長
松田 妙子	特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協議会理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
宮本 太郎	中央大学法学部教授

（五十音順・敬称略）